

# 群馬県結核予防計画（第2次）の概要

感染症・疾病対策課

## 1 計画策定の趣旨

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第11条」に則り国が策定する「結核に関する特定感染症予防指針」を基本として、結核対策を効果的かつ計画的に推進するため、策定しているもの。
- ・現行計画の実施期間は、当初令和4年度末までであったが、国において新型コロナウイルス感染症の結核対策に与える影響を検証及び評価するとして「結核に関する特定感染症予防指針」の改正が見送られていることから、令和6年度末まで延長しているところ。
- ・今般、群馬県における結核を取り巻く状況の変化に鑑み、本県特有の課題に対してできるだけ早期から効果的な取組みを進めるため、国の基本指針改定を待たずに本計画を改定して、結核対策のさらなる推進を計るものである。

## 2 計画の位置づけ

- ・感染症法第10条に基づく都道府県計画
- ・新・群馬県総合計画の医療・健康分野における個別実施計画

## 3 計画の期間

- ・令和7年度から令和11年度までの5年間

#### 4 計画（案）の構成

構成	項目	記載事項（主な内容）
第1章 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の目的</li> <li>・結核の現状</li> <li>・計画の期間</li> <li>・計画の評価</li> <li>・結核患者等の人権の尊重</li> <li>・第1次計画の評価結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県特有の課題に対する取組</li> <li>・結核患者数は増加に転じた</li> <li>・令和7年度から5年間</li> <li>・目標の達成状況により適宜見直す</li> <li>・人権の尊重と多文化共生の推進</li> <li>・目標等の達成状況とその分析</li> </ul>
第2章 結核対策の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国生まれ患者の増加</li> <li>・高齢患者の早期発見</li> <li>・結核に関する情報の収集及び分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の外国生まれ患者に関する課題</li> <li>・県内の高齢患者に関する課題</li> <li>・地域の結核に関する情報収集や分析に関する課題</li> </ul>
第3章 総合目標と事業指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合目標</li> <li>・事業指標</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核罹患率の減少を総合目標に設定</li> <li>・本県の課題を踏まえた指標の策定</li> </ul>
第4章 目標を達成するための戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国生まれ患者対策</li> <li>・高齢患者対策</li> <li>・情報の収集及び分析結果の積極的活用、サーベイランスの強化</li> <li>・結核診療支援相談・地域連携の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療通訳者の積極的な活用</li> <li>・定期健康診断の受診勧奨</li> <li>・正確で迅速な情報収集と分析及び公表</li> <li>・結核拠点病院を中心とした地域医療連携体制の構築</li> <li>・結核診療支援相談体制の整備</li> </ul>